公告 第 9 8 7 号 令和 5 年 3 月 17 日

S K 健康保険組合 理事長 脇 治豊

規約の一部変更について公告

第117回組合会(令和5年2月17日)決議事項による組合規約の一部変更について、近畿厚生局長より認可(近厚発0308第62号)されたので、下記のとおり公告します。

記

SK健康保険組合規約

新旧条文対照表

新	旧
第1条~第3条 省略	第1条~第3条 省略
(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及 び所在地は、別表1のとおりとす る。	(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及 び所在地は、 <u>次(</u> 別表1 <u>)</u> のとおりと する。
第5条~第6条 省略	第5条~第6条 省略
(議員の任期) 第7条 議員の任期は、3年とする。 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日がら起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。	(議員の任期) 第7条 議員の任期は、3年とする。 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日 から起算する。

(互選議員の選挙の方法)

- 第8条 被保険者である組合員の互選す る議員(以下「互選議員」とい う。)の選任は、単記の無記名投票 による選挙により行わなければなら ない。ただし、議員候補者の数が選 挙すべき議員の定数を超えない場合 は、この限りでない。
- 2 省略

第9条 省略

(互選議員の選挙の管理)

- 第10条 互選議員の選挙においては、 選挙区ごとに選挙長をおかなければ ならない。また、2以上の投票所を 設けるときは、投票所ごとに投票管 理者をおかなければならない。
- 2 省略
- 3 選挙長は、選挙会の開閉、投票、開 票の管理及びに当選人の決定その他 選挙の管理に関し必要な事務を行 う。

4~5 省略

(当選人)

- て最多数の投票を得た者から順次定 数に達するまでの者を当選人とす る。ただし、各選挙区内の議員の定 数をもって投票の総数を除して得た 数の6分の1以上の得票がなければ ならない。
- 2 省略
- 第12条~第22条 省略

(会議録の作成)

第23条 会議録には、次の各号に掲げ | **第23条** 会議録には、次の各号に掲げ

(互選議員の選挙の方法)

- 第8条 被保険者である組合員の互選す る議員(以下「互選議員」という。) の選任は、単記無記名投票による選 挙により行わなければならない。た だし、議員候補者の数が、選挙すべ き、議員の定数を超えない場合は、 この限りでない。
- 2 省略

第9条 省略

(互選議員の選挙の管理)

- 第10条 互選議員の選挙においては、 選挙長をおかなければならない。ま た、2以上の投票所を設けるときは、 投票所ごとに投票管理者をおかなけ ればならない。
- 2 省略
- 3 選挙長は、選挙会の開閉、(投票及び) 開票の管理並びに当選人の決定その 他選挙の管理に関し必要な事務を行 う。

4~5 省略

(当選人)

第11条 選挙の結果、各選挙区におい 第11条 選挙の結果、最多数の投票を 得た者をもって当選人とする。

2 省略

第12条~第22条 省略

(会議録の作成)

る事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員の定数
- (3) 出席した互選議員の氏名・人数、 選定議員の氏名・人数、書面及び 代理人をもって議決権又は選挙 権を行使した議員の氏名・人数、 並びに代理を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及びその賛否の数

2~4 省略

第24条~第27条 省略

(理事、理事長及び監事の選挙)

- 記名投票により選挙する。ただし、 候補者の数が選挙すべき理事、理事 長及び監事の定数を超えない場合 は、この限りではない。
- 2 省略

第29条~第42条 省略

(組合員の範囲)

第43条1 省略

2 現に組合員の範囲である事業所が、 前項の条件を消失した場合であって も、希望することにより引き続き組 合員の範囲となり得るものとする。

第44条~第45条 省略

(介護保険料額の負担割合)

第45条の2 介護保険料額の負担割合 新設 は、事業主と被保険者で折半とす る。

る事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員の定数
- (3) 出席した互選議員の氏名、数、選 定議員の氏名、数、書面及び代理 人をもって議決権又は選挙権を行 使した議員の氏名、数、並びに代 理を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及びその賛否の数

2~4 省略

第24条~第27条 省略

(理事、理事長及び監事の選挙)

第28条 理事、理事長及び監事は、無 第28条 理事、理事長及び監事は、無 記名投票により選挙する。

2 省略

第29条~第42条 省略

(組合員の範囲)

第43条1 省略

2 現に組合員の範囲である事業所が、 第1項の条件を消失した場合であっ ても希望することにより、引き続き 組合員の範囲となり得るものとす る。

第44条~第45条 省略

第46条~第62条 省略

(保健事業費の補助等)

第63条 この組合において、保健事業 第63条 この組合において、保健事業 として実施する被保険者及び被扶養 者への補助の方法及び補助額は、組 合会の議決を経て別に定める。

第64条~第65条 省略

第46条~第62条 省略

(保健事業費の補助等)

として実施する被保険者及び被扶養 者への補助の補助方法及び補助額 は、組合会の議決を経て別に定める。

第64条~第65条 省略

以上